

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月22日（火）13:30～

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

| | | | |
|------|----|----|----|
| 出席委員 | 会長 | 玉城 | 増生 |
| | 1番 | 知念 | 順司 |
| | 2番 | 棚原 | 貴光 |
| | 3番 | 知念 | 雄二 |
| | 6番 | 大城 | 貴子 |
| | 7番 | 大城 | 進 |
| | 8番 | 西江 | 正 |
| | 9番 | 玉城 | 正芳 |

欠席委員 5番 大城 孝美

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 工事完了報告について

第5 議案第3号 別段の下限面積の設定について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

事務補助 亀里 大樹

令和4年第1回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和4年第1回農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中8名、出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中8名。出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思えます。署名委員に8番西江委員、9番玉城委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。合計●m²。所有権の移転で売買になります。坪単価が●円になります。No.2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。賃借権設定5年間、坪単価●円になります。No.3 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。合計●m²。使用貸借権設定5年間になります。No.4 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。使用貸借権設定5年間になります。No.5 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、

畑。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。合計●㎡。使用貸借権設定10年間になります。No.6譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。合計●㎡。所有権の移転で売買になります。坪単価●円になります。No.7譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。合計●㎡。使用貸借権設定10年間になります。No.8譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。所有権移転で売買になります。坪単価●円になります。No.9譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。所有権移転で売買になります。坪単価●円になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 休憩致します。(15:00)

議長 再開いたします。(15:05)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「工事完了報告について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第2号、工事完了報告について」。を説明します。No.1転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、●。転用許可地の所在、●。転用目的、●。転用面積、●㎡。工事期間、着工●、完了、●。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。No.2転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、●。転用許可地の所在、●。転用目的、●。転用面積、●㎡。工事期間、着工、●、完了、●。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「別段の下限面積の設定について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第3号、別段の下限面積の設定について」。を説明します。上記の件について、令和3年の経営農地の下限面積を農地法第3条第2項第5号に基づく50アールとし、別段の下限面積を定めないものとしたので可否の決定を求めます。理由、令和3年度農地利用状況調査の結果、村内の耕作放棄地は、1%未満と低い状況であるため、法定下限面積である50アールを下回る別段の下限面積を定めないものとする。農地法、農地又は採草放牧地の権利移動の制限。第3条、農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。2項、前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第1号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りではない。第一号、所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合。五号、第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採

草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では五十アール、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積に達しない場合。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和4年第1回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15:20

署名

会 長 玉城 増生 印

8 番 西江 正 印

9 番 玉城 正芳 印